

【Q&A】自転車乗車用ヘルメット購入費補助金 よくある質問

■申請について

Q1 土日や祝日でも申請できますか。

A1 オンライン申請は土日祝日、夜間でも申請可能です。窓口申請は土日祝日等の閉庁時は申請できません。

Q2 代理での申請は可能ですか。

A2 申請可能です。申請者本人が「誓約書及び同意事項」を確認の上、署名欄に自署した申請書(様式は、市公式Webサイトからダウンロードできます。)と申請に必要な書類を交通計画課窓口にご持参ください。また、オンライン申請の場合は、必ず申請者本人が自署してください。

Q3 申請期限はいつまでですか。

A3 令和9年2月5日(金)までです(窓口申請は同日17時まで)。なお、期限前でも予算がなくなり次第終了になります。

Q4 令和7年度に子どもが自転車乗車用ヘルメットの補助金の交付を受けました。ヘルメットのサイズが小さくなったため、もう一つヘルメットを購入しました。補助対象になりますか。

A4 過去に本補助金の交付を受けた使用者のため対象になりません。

Q5 市川市に引っ越してきました。他市に居住していたときに購入したヘルメットの補助金を申請したいと思っています。補助対象になりますか。

A5 対象になりません。購入時と申請時ともに市川市に居住していることが条件となります。

■購入について

Q6 インターネットで購入したヘルメットは補助対象になりますか。

A6 対象になります。ただし、個人間取引による購入は対象にはなりません。また、個人間取引を主に行うフリーマーケットアプリ等での購入も対象にはなりません。

Q7 購入手続きをしたが、申請期間内にヘルメットが手元に届かない場合はどうなりますか。

A7 申請には代金の支払いが完了したことを証する書類(領収書やレシート)とヘルメット現物の安全基準マークを確認するため、申請期間内にヘルメット現物が手元にないと申請できません。また、予算がなくなり次第終了になりますので、期間に余裕を持って購入していただきますようお願いします。

■金額について

Q8 ヘルメット購入時にポイントを利用しました。補助対象になりますか。

A8 ポイント利用分を含めて購入金額が税込 2,000 円以上であれば対象になります。

Q9 ヘルメット購入時に、割引(クーポン)を利用しました。補助対象になりますか。

A9 クーポン利用分は補助の対象外になります。商品代金からクーポン利用分を差し引いた購入金額が税込 2,000 円以上であれば対象になります。

■添付書類について

Q10 インターネットで購入したヘルメットの領収書が見当たりません。請求書、購入明細書、注文履歴、納品書で代用できますか。

A10 代金の支払いが完了したことを証する領収書やレシートで、

①領収日②購入金額③購入店名④購入品目を確認しますので、請求書など領収日等が確認できない書類では代用できません。

インターネットでの購入で、クレジットカード支払いの場合は、販売サイトの購入履歴等から領収書を出力できることがありますので、販売店にご確認ください。

Q11 領収書を紛失してしまいました。

A11 申請には領収書やレシートが必要です。購入した店舗に領収書の再発行や販売証明書等の発行ができるか、ご相談ください。

■申請後について

Q12 申請内容に不備があった場合はどうなりますか。

A12 オンラインで申請した方には、申請時に登録されたメールアドレスに修正依頼のメールをお送りします。

窓口で申請した方には、電話で修正依頼の連絡をします。

なお、期限内での修正が確認できないと補助金の交付ができませんので、速やかに修正をお願いします。

Q13 申請結果は、いつ頃わかりますか。

A13 申請内容に不備がなければ、申請から 2 か月以内に補助金の交付決定通知を郵送します。

Q14 交付決定通知が届きましたが、振込はいつ頃になりますか

A14 交付決定通知の発送から約 1 か月後に指定の口座へ振込となります。なお、振込通知は行いませんので、ご自身で通帳に記帳してご確認ください。

■ヘルメットについて

Q15 購入店では安全基準の認証商品と説明されましたが、ヘルメットに安全基準マークが付いていません。タグや箱には安全基準のマークが付いていますが、補助対象になりますか。

A15 ヘルメット本体に安全基準マークが付いていない場合は対象になりません。

Q16 オートバイや工事用のヘルメットでも補助対象になりますか。

A16 対象になりません。自転車乗車用ヘルメットのみを対象としています。

Q17 購入したヘルメットに「CE」の安全基準マークがありますが、「CE(EN1078)」の表記はありません。補助対象になりますか。

A17 対象になりません。自転車乗車用ヘルメットの安全基準である EN1078 を満たしていることを確認するため、「CE(EN1078)」の表記が必要になります。

Q18 中古の自転車乗車用ヘルメットを購入しました。補助対象になりますか。

A18 対象になりません。なお、ネットオークション等からの購入も対象になりません。

Q19 令和7年12月にヘルメットを購入しました。補助対象となりますか。

A19 対象になりません。令和8年1月1日以降に購入したヘルメットが対象になります。